

# 議第125号

## 滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 9 月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

### 滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県警察本部の内部組織に関する条例（昭和29年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中ニをヌとし、ナをニとし、トをナとし、テの次に次のように加える。

ト 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

付 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。